丸森町看護職員修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、丸森町看護職員修学資金貸付条例(平成27年丸森町条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 (申請手続)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者(第5条において「貸付申請者」という。)は、丸森町看護職員修学資金貸付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

履歴事項等調書(様式第2号)

戸籍抄本

合格証明書(写し)又は在学証明書

養成施設に納付する費用が確認できる書類

直近1年間の納税証明書

保健師籍又は看護師籍に登録されていることを証明する書類(修士課程に在学している場合のみ)

前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(選考方法)

第4条 条例第4条の選考は、書類による審査のほか、必要に応じて面接による審査を実施するものとする。

(貸付けの決定等)

第5条 町長は、前条の選考により修学資金の貸付けの可否を決定したときは、丸 森町看護職員修学資金貸付承認(不承認)決定通知書(様式第3号)により貸付 申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付等)

- 第6条 修学生は、前条の承認決定を受けたときは、速やかに丸森町看護職員修学 資金交付申請書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を町長に提出しなけれ ばならない。
- 2 修学生は、条例第6条の貸付期間中毎年度(前条の承認決定を受けた年度を除 く。) 前項の交付申請書に在学証明書を添えて、町長が別に定める期日までに町 長に提出しなければならない。
- 3 修学資金は、4月分から6月分までは4月(1年目の場合は6月)に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月にそれぞれ口座振込の方法により交付するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 4 修学生は、修学資金を受領したときは、受領の日から14日以内に修学資金受領

書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(修学状況の確認)

第7条 町長は、毎年度、学期ごとの成績を証明する書類等により、養成施設における修学生の修学状況を確認するものとする。

(連帯保証人)

- 第8条 条例第7条の連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還の責めを 負うことができる資力を有する者でなければならない。
- 2 修学生が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1名は、原則としてその者 の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人のうち1名は、修学生と生計を一にしていない者でなければならない。
- 4 修学生は、死亡その他の事情により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(借用証書)

- 第9条 修学生は、修学資金の最後の交付を受けた日から14日以内に、修学資金借 用証書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、修学生は、条例第9条の規定により修学資金の貸付けを取り消されたときは、速やかに、前項の借用証書を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、修学資金の全額が償還されたときは、第1項の借用証書を修学生に返還するものとする。

(償還の方法)

第10条 修学資金は、月賦、半年賦若しくは年賦の均等償還又は全額一括償還の方法により償還するものとする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

(償還明細書)

- 第11条 修学生は、条例第10条第1項各号に掲げる理由が生じたことにより修学資金を償還しなければならないとき又は条例第11条第2項の規定による償還の免除の決定を受けたときは、当該理由が生じた日又は決定の通知を受けた日から起算して1か月以内に、丸森町看護職員修学資金償還明細書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするとき は、丸森町看護職員修学資金償還方法変更承認申請書(様式第10号)を町長に提 出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査してその可否を決定し、 丸森町看護職員修学資金償還方法変更承認(不承認)決定通知書(様式第11号) により申請者に通知するものとする。

(貸付けの辞退)

第12条 修学生は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、丸森町看護職員 修学資金貸付辞退届(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(貸付けの休止等の通知)

第13条 町長は、条例第8条又は第9条の規定により修学資金の貸付けを休止し、 又は取り消すときは、丸森町看護職員修学資金貸付休止(取消)通知書(様式第13 号)により修学生に通知するものとする。

(償還免除の申請手続)

- 第14条 条例第11条の規定に基づき修学資金の償還の免除を受けようとする者は、 丸森町看護職員修学資金償還免除申請書(様式第14号)に同条第1項又は第2項 に該当することを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査してその可否を決定し、 丸森町看護職員修学資金償還免除承認(不承認)決定通知書(様式第15号)によ り申請者に通知するものとする。

(従事期間の算定方法)

- 第15条 従事期間は、月数によるものとし、業務を開始した日の属する月から業務 に従事しなくなった日の属する月までの期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に1か月以上の休業をした期間、丸森町職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年丸森町条例第11号)に基づく配偶者同行休業の期間又は休職(業務に起因するものを除く。)若しくは停職となった期間があるときは、これらの期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって従事期間とする。

(償還猶予の申請手続)

- 第16条 条例第12条の規定に基づき修学資金の償還の猶予を受けようとする者は、 丸森町看護職員修学資金償還猶予申請書(様式第16号)に同条各号に該当することを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査してその可否を決定し、 丸森町看護職員修学資金償還猶予承認(不承認)決定通知書(様式第17号)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書(様式第18号)によりその旨を町長に届け出なければならない。

休学、復学、退学又は転学したとき。

停学又は退学の処分を受けたとき。

同一の学年を再度履修することとなったとき。

免許を取得したとき。

住所又は氏名に変更があったとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、直ちにその旨を町長に届け出なけれ

ばならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - (丸森町財務規則の一部改正)
- 2 丸森町財務規則(昭和51年丸森町規則第1号)の一部を次のように改正する。 別表第1保健福祉課長の職にある職員の項委任される事務の欄に次の1項を加 える。
 - 13 看護職員修学資金償還金の収納

別表第2保健福祉課に勤務する職員で課長以外の職にある職員の項委任される 事務の欄に次の1項を加える。

13 看護職員修学資金償還金の収納